

平成 29 年度 若宮小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「若宮小いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の4つのポイントをあげる。

- (1) いじめは絶対に許されない行為であり、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという認識を持つ。
- (2) 児童をいじめに向かわせないための未然防止に向けて、全職員が組織的に取り組む。
- (3) アンケートや教育相談等を活用し、いじめの早期発見・即対応に努める。
- (4) 信頼関係を基盤とした安心・安全の学校づくりに努める。

<若宮小いじめゼロ宣言>

- ・ ともだちのSOSにきづいたら、そのばにあったかいけつさくを、いっしょにさがし、こうどうします！

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- 人間関係づくり学習などの、学校におけるいじめを生まない独自の取り組みを一層促進する。
- 縦割り清掃や遊ぼう集会などの共同的な活動を通して、児童相互の理解を促し、運動会や学習発表会などの学校行事や学級会を通じて、児童同士が認め合える「場づくり」を行う。
- 児童が主体的に活動する児童会や係等の取組を通して、児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」を行う。
- 「学校生活アンケート」等を月に1回以上実施し、年間3回程度「いじめに特化した『無記名』アンケート」を実施する。
- Q-Uアンケート等を実施する学年・学級については、結果を分析し、実態に応じた支援を行う。特に、Q-Uにおける要支援群の児童には、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。
- 「校内いじめ防止対策委員会」を月1回開催し、いじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

- 保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図るとともに、校区内ネットワーク会議や学校サポーター会議、学校警察連絡協議会等を活用する。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめに関する早期発見のためのアンケートや教育相談週間の設定，相談体制の整備，ケース検討会議の実施，被害児童の権利等を擁護する。
- (2) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため，「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめを含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し，組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について，客観的な事実確認を行い，その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し，被害児童をはじめ，被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 小学校における出席停止制度等の適切な運用及び学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り，いじめを行った児童への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して，教育委員会の支援チームの活用を行い，いじめの問題の早期解決に努める。
- (6) 被害児童の権利・利益を擁護するための配慮として，区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ，早期に警察に相談・通報し，警察と連携した対応を行う。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため，教育委員会と連携し，学校基本方針の共通理解，いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」，教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し，自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために，Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q-Uアンケート実施後，事例検討会において，情報を組織的に共有し，支援方針を明確にする。
- (5) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

7 その他（各取組のRPDCAサイクル等について）

- (1) 学校基本方針作成の際に、保護者等地域の方の参画や児童の意見を取り入れ、児童や地域を巻き込んだものとする。
- (2) 学校基本方針は、学校のホームページや学校通信等で広く周知を図る。
- (3) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを毎月開催する「学校いじめ防止対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

○ 名称

- ①若宮小学校「校内いじめ防止対策委員会」
- ②若宮小学校「いじめ防止対策委員会」

○ 役割

- ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ 学校における、いじめであるかどうかの判断
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取，組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

(2) 組織の構成

校長，教頭，主幹教諭，生徒指導担当，養護教諭，
SC及び関係する職員

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

○ 名称

- ①若宮小学校「校内いじめ防止対策委員会」
- ②若宮小学校「いじめ防止対策委員会」

(②については別添資料1参照)

○ 役割

- ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・ 重大事態に係る事実関係の調査
- ・ 調査結果を教育委員会に報告
- ・ 調査結果について関係児童生徒及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成

- ① 校長，教頭，主幹教諭，生徒指導担当，養護教諭，
S C，及び関係する職員
- ② 校長，教頭，主幹教諭，生徒指導担当，P T A会長，
公民館長，自治協議会会長，青少年育成連合会会長，青少年育成連合
会相談役，主任児童委員，ねんりんクラブ連合会会長，交通安全推進委員
会会長，自主防災会会長，八田交番，スクールサポーター

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（R・P・D・C・Aを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェ ック
4	相談アンケート	R	いじめ防止基本方針作成 校内いじめ防止対策委員会 家庭訪問	P D D	
5	児童会による取組 (若宮小ふわふわ言葉の木) (いじめ防止取組月間) 相談アンケート	R D R R	校内いじめ防止対策委員会	D	
6	Q-Uアンケート 相談アンケート	R R	校内いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策委員会	CA D	
7	生活習慣定着度調査 相談アンケート いじめアンケート(無記名)	R R R	校内いじめ防止対策委員会 教育相談	D D	
8	いじめゼロサミット参加	D	夏季研修(Q-U事例検討会) 夏季研修(いじめの早期発見) ・1学期の取組の反省 ・2学期の取組の確認	CA D C AP	
9	相談アンケート	R	校内いじめ防止対策委員会 教育相談	D D	
10	児童会による取組 (いじめゼロサミットをうけての 一学期の取組の改善案) 相談アンケート	R D R	校内いじめ防止対策委員会	D	
11	相談アンケート	R	いじめ防止対策委員会 校内いじめ防止対策委員会	D D	
12	相談アンケート いじめアンケート(無記名)	R R	校内いじめ防止対策委員会 ・学期の取組の反省 ・学期の取組の確認 冬季研修	D C AP D	
1	相談アンケート	R	校内いじめ防止対策委員会	D	
2	相談アンケート	R	校内いじめ防止対策委員会 教育相談 学校警察連絡協議会 いじめ防止対策委員会 ・年間の取組の反省 ・次年度の取組の確認	D D D C C AP	
3	相談アンケート いじめアンケート(無記名)	R R	いじめ防止基本方針作成 校内いじめ防止対策委員会	P D	